



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|-----------------------------|--------------|---|
| 890 | 保安林の指定の解除予定 | (森林整備課)..... | 1 |
| 891 | 〃 | (〃)..... | 1 |
| 892 | 保安林の指定の解除 | (〃)..... | 1 |
| 893 | 保安林の指定予定の通知 | (〃)..... | 2 |
| 894 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (〃)..... | 2 |
| 895 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 896 | 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 | (〃)..... | 3 |
| 897 | 〃 | (〃)..... | 4 |

告 示

和歌山県告示第890号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町小松原字柿木467の1、467の14、478の5、478の6、478の8、478の9、480の9、480の10、481の1、483の1、490の5、493、497の2、502の2、502の4、537の3、537の4
- 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第891号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町有田字貝岡698の1（次の図に示す部分に限る。）、698の5、698の11、698の13（次の図に示す部分に限る。）、699の1、699の2、700の1・700の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第892号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字黒岩776の2、776の7、776の8
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第893号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 岩出市境谷字梶路439の42
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第894号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新宮市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第895号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第896号

令和3年和歌山県告示第730号（以下「告示第730号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 上西安松
 - 大方國松
 - 勘図音五郎
 - 勘図豊吉
 - 坂本亀松
 - 芝畑爲吉
 - 下西豊吉
 - 下西政吉
 - 庄司延鶴
 - 庄司勘吉
 - 庄司吉兵衛
 - 庄司長樟
 - 庄司真基
 - 曾我孫助
 - 高峯安吉
 - 田中菊松
 - 田又一三
 - 田又千太郎
 - 中西春松

西芝嘉朗
新田徳次郎
畑中長五郎
平野彦七
前国松
前由太郎
松尾楠之丞
南弁之助
山下恒助
岫下紋次郎

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第730号のとおり

和歌山県告示第897号

令和3年和歌山県告示第750号(以下「告示第750号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年8月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方

向谷俊昭

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第750号のとおり